

1 基本情報

令和 8 年 4 月 1 日時点

項目	南部		小牧		味岡		篠岡		北里	
担当圏域	小牧南部圏域		小牧中部圏域・小牧西部圏域		味岡圏域		篠岡圏域		北里圏域	
前年度の10月1日における65歳以上人口（第1号被保険者数）	4,735人		9,352人		8,274人		10,669人		5,240人	
所在地	小牧市大字北外山字掛割8番地1		小牧市小牧五丁目407番地		小牧市岩崎原三丁目292番地		小牧市大字大山字岩次208番地15		小牧市小木南三丁目88番	
開設日及び時間	平日午前8時30分から午後5時30分		平日午前8時30分から午後5時15分		平日午前8時30分から午後5時30分		平日午前8時30分から午後5時15分		平日午前8時30分から午後5時30分	
常勤の従業者が週に勤務すべき時間	40時間		38時間45分		40時間		40時間		40時間	
職員数（常勤の従業者／非常勤の従業者）	4人	1人	5人	3人	6人	2人	8人	0人	5人	0人

2 職員配置

(1) 地域包括支援センター運営事業、地域ケア会議推進事業に従事する職員

条例に基づく配置（常勤・専従の従業者のみの配置）

条例で配置が求められている職種	南部			小牧			味岡			篠岡			北里			
	条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			
	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	
保健師(条例の「その他これに準ずる者」を含む。以後、同じ)	1人	0人	1人	2人	1人	1人	2人	2人	-	2人	2人	-	1人	1人	-	
社会福祉士	1人	2人	-	2人	2人	-	1人	1人	1人	-	2人	3人	-	1人	1人	-
主任介護支援専門員	1人	1人	-	2人	0人	2人	1人		2人	-	2人	2人	-	1人	2人	-
合計	3人	3人	1人	6人	3人	3人	5人	5人	-	6人	7人	-	3人	4人	-	

※条例の配置基準について：【小牧】【篠岡】第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満の基準×2、【味岡】3,000人以上6,000人未満の基準と1,000人以上2000人未満の基準を合算した人数（以下、参考①も同様）

※欠員について：【南部】保健師1名、【小牧】保健師1人、主任介護支援専門員2人

参考① 上記の常勤換算方法（兼務や非常勤の従業者を含めた配置）

条例で配置が求められている職種	南部			小牧			味岡			篠岡			北里			
	条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			条例の配置基準と職員配置			
	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	基準	職員配置	欠員	
保健師	1人	0.7人	0.3人	2人	1.6人	0.4人	2人	2.8人	-	2人	2.0人	-	1人	1.0人	-	
社会福祉士	1人	2.0人	-	2人	2.7人	-	1人	1人	1.6人	-	2人	3.0人	-	1人	1.0人	-
主任介護支援専門員	1人	1.0人	-	2人	1.3人	0.7人	1人		2.0人	-	2人	2.0人	-	1人	2.0人	-
合計	3人	3.7人	0.3人	6人	5.6人	1.1人	5人	6.4人	-	6人	7.0人	-	3人	4.0人	-	

※欠員について：【南部】保健師0.3人、【小牧】保健師0.4人、主任介護支援専門員0.7人

参考② その他、条例に定める職種以外の従業者の配置

職 種	南部		小牧		味岡		篠岡		北里	
	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算
看護師(高齢者に対する公衆衛生業務経験1年未満)	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人
介護支援専門員	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人
事務員	0人	0.0人	0人	0.9人	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人
合計	0人	0.0人	0人	0.9人	0人	0.0人	0人	0.0人	0人	0.0人

(2) 認知症総合支援事業に従事する職員

職 種	南部		小牧		味岡		篠岡		北里	
	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算	常勤・専従	(参考)常勤換算
認知症地域支援推進員(チームオレンジコーディネーター)	1人	1.0人	1人	1.0人	1人	1.0人	1人	1.0人	1人	1.0人
認知症初期集中支援チーム員			0人	0.5人						
合計	1人	1.0人	1人	1.5人	1人	1.0人	1人	1.0人	1人	1.0人

《参考》地域包括支援センター運営事業、地域ケア会議推進事業に従事する職員

1 第一号被保険者数

介護保険法施行令（政令） 第37条の13第8項
十六 第一号被保険者数 各市町村における第一号被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定する数をいう。
介護保険法施行規則（厚生労働省令） 第140条の62の14
令第三十七条の十三第八項第十六号の厚生労働省令で定めるところにより算定する数は、 <u>当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における六十五歳以上人口</u> とする。

2 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数

介護保険法 第115条の46
5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。
6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については <u>厚生労働省令で定める基準に従い定める</u> ものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
介護保険法施行規則（厚生労働省令） 第140条の66
法百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
一 法百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について <u>市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準</u> 次のイからハまでに掲げる基準（以後の条文は、介護保険法115条の46第6項に従い、同様の内容を条例で定めているため割愛）

小牧市地域包括支援センター運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例 第3条

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の職種及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

- (1)保健師その他これに準ずる者 1人
- (2)社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3)主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）であっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における専ら当該地域包括支援センターの職務に従事する常勤の職員の職種及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職員の配置基準とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者数	職員の配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者の内から1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員でない者とする）ことができる）
おおむね2,000人以上3,000人未満	第1項第1号に掲げる者1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

3 その他これに準ずる者

条例第3条第1項の「その他これに準ずる者」は、地方自治法第245条の4第1項に定める技術的助言である厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老計発第1018001号、老計発第1018001号厚生労働省計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に基づき、一定の条件を満たした看護師、福祉事務所の現業員等の実務経験者、介護支援専門員等とする。なお、看護師については、令和7年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会の決定に基づき、特定の事業所等において「地域ケアや地域保健、高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の業務」に従事した経験を1年以上有する看護師とする。

4 その他、条例に定める職種以外の従業者の取り扱い

条例が定める条件を満たしていないため、職員の員数としては認められないものの、業務の全部又は一部について、遂行又は補助する場合において配置を認めている。主なものとしては以下のとおり。

- (1)看護師（高齢者に対する公衆衛生業務経験1年未満）
地域包括支援センターでの相談業務等の業務に1年以上従事した後、「保健師その他これに準ずる者」として配置することが可能。
- (2)介護支援専門員
介護予防支援及び第1号介護予防支援事業のプランナーとして配置することが可能。
- (3)事務職
専門職がより専門的な業務に従事できるよう配置することが可能。

5 育児・介護等を理由とした常勤職員の時間短縮勤務の取り扱い

令和7年3月6日小牧市地域包括ケア推進担当管理者会の決定に基づき、常勤職員において時間短縮勤務を実施している者のうち、その事由が次のいずれかに該当するものである場合は、週30時間以上の勤務を以て「常勤」と見做す。また、常勤換算方法による計算においても「1.0人」として扱う。

- ・母性健康管理措置を指導事項がある労働者（男女雇用機会均等法第13条第1項）
- ・3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないもの（育児介護休業法第23条第1項）
- ・要介護状態にある対象家族を介護する労働者であって介護休業をしていないもの（同第3項）
- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（同第24条）

【間接引用】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

※介護報酬の解釈 2指定基準編 令和6年4月版 P1245

2 人員に関する基準

(3)用語の定義

- ①「常勤」
当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間に達していることをいうものである。ただし、男女雇用機会均等法第13条第1項に規定する措置又は育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことを可能とする。